

救急医療情報キット整備事業 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、救急医療情報キット（以下「キット」という。）の配布を通じて健康面等に不安を抱えながら在宅生活を送る方々の安心づくり（不安軽減）を促進するとともに、自治会区における体系的な見守り・支え合い活動に取り組む、また充実を図るきっかけとし、小地域でのセーフティネット機能の強化に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 隠岐の島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）を実施主体とし、関係諸機関・団体等と連携・協働の基、実施されるものとする。

(対象者)

第3条 隠岐の島町内に居住する概ね75歳以上の高齢者、障がいのある者、その他持病等によりキットを希望する者とする。

(キットの内容)

第4条 キットの内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急情報シート（様式第1号）
- (3) 玄関貼付用ステッカー
- (4) 冷蔵庫外面貼付用マグネット

(申請)

第5条 キットを希望する者は、自治会区等の代表者を通じて、「救急医療情報キット申請書（様式第2号）」により、本会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

(配布)

第6条 会長は、前条の申請があった場合は、必要数のキットを無償で配布する。

2 前項による配布は、原則自治会区等を通じて配布されるものとする。

(名簿の登録)

第7条 本会は、前条の規定によりキットを配布した者を「救急医療情報キット配布者名簿（様式第3号）」に登録し、次の各号に掲げる機関・団体から請求があった場合には情報提供できるものとする。

- (1) 隠岐広域連合消防本部
- (2) 隠岐の島町福祉課
- (3) 隠岐の島警察署
- (4) 担当地区民生児童委員
- (5) 自治会区等
- (6) その他、情報提供が必要と会長が認める機関・団体等

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

2 自治会区等にあつては、この要綱に定めるもののほか必要な事項を独自に定め、自治会区等の独自性を担保して本事業を運用することができる。

附 則

この要綱は、平成23年11月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

◆文言の定義

自治会区	いわゆる自治会・町内会・区等の集落で、住民自治を行うための意思決定機関（総会、役員会等）の組織化、それに基づく活動や予算を担保することができる最小エリアをいう
------	---